

平成十三年環境省令第四号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令附則第二条第三項の規定による届出に関する省令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成十二年政令第四百九十三号）附則第二条第三項の規定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令附則第二条第三項の規定による届出に関する省令を次のように定める。

- 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成十二年政令第四百九十三号。第六号において「改正政令」という。）附則第二条第三項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した様式第一号による届出書を都道府県知事（保健所を設置する市にあつては、市長とする。）に提出して行うものとする。
 - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 設置の場所
 - 三 処理能力
 - 四 処理方式、構造及び設備の概要
 - 五 処理に伴い生ずる排水の処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）
 - 六 改正政令附則第二条第二項の規定により廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。）第十五条第一項の許可を受けたものとみなされた者（以下「設置者」という。）が法第十四条第五項第二号ハに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所
 - 七 設置者が法人である場合には、法第十四条第三項第二号ニに規定する役員の氏名及び住所
 - 八 設置者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の氏名又は名称、住所及び当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の額
 - 九 設置者に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「政令」という。）第六条の八に規定する使用人がある場合には、その者の氏名及び住所
- 2 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。
 - 一 当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
 - 二 当該施設の維持管理に関する計画書
 - 三 処理工程図
 - 四 当該施設の付近の見取図
 - 五 当該施設の設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類
 - 六 当該施設の設置及び維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
 - 七 設置者が法人である場合には、直前三年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
 - 八 設置者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前三年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
 - 九 設置者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
 - 十 設置者が個人である場合には、住民票の写し及び法第十四条第五項第二号イ（法第七条第五項第四号イに係るものに限る。次号から第十四号までにおいて同じ。）に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
 - 十一 設置者が法第十四条第五項第二号ハに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し及び法第十四条第五項第二号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
 - 十二 設置者が法人である場合には、法第十四条第五項第二号ニに規定する役員の住民票の写し及び法第十四条第五項第二号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
 - 十三 設置者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し及び法第十四条第五項第二号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認める書類（これらの者が法人である場合には、登記事項証明書）
 - 十四 設置者に政令第六条の十に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し及び法第十四条第五項第二号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

附 則

この省令は、平成十三年二月一日から施行する。

附 則（平成一五年一一月二八日環境省令第三〇号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十五年十二月一日から施行する。

附 則（平成一七年三月四日環境省令第三号）

この省令は、不動産登記法の施行の日（平成十七年三月七日）から施行する。

附 則（令和元年一一月八日環境省令第一四号）

この省令は、令和元年十二月十四日から施行する。

又土地 埋立	工事の実施					影響要因の区分		環境要素の区分
	護岸等の施工 埋立	造成等の施工 埋立	資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる車両の運行	建設機械及び作業船の稼働 埋立	建設機械の稼働 埋立	大気環境	水環境	
						窒素酸化物	大気環境	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素
						いお酸化物		
						粉じん等		
						騒音	騒音	
						振動	振動	
						悪臭	悪臭	
						水の汚れ	水質	
						水の濁り		
						有害物質等		
						地下水の流れ	地下水	
						重要な地形及び地質	地形及び地質	土壌に係る環境その他の環境
						重要種及び注目すべき生き地	動物	生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素
						重要種及び群落	植物	
						地域を特徴づける生態系	生態系	
						主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	景観	人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素
						主要な人と自らの活動の場	人と自らの活動の場	環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素
						建設工事に伴う副産物	廃棄物等	
						メタンガス等	温室効果ガス等	一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素
						放射線	放射線の量	

別表第一 参考項目(第二十一条関係)

備考	物の存在及び供用										
	最終処分場の存在		埋立		水面		陸上		埋立		
	埋立	水面	埋立	水面	埋立	水面	埋立	水面	埋立	水面	
<p>一 印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものを示す。ただし、が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれがある場合に適用する。</p> <p>二 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる最終処分場事業における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。</p> <p>イ 最終処分場の種類 一般廃棄物の最終処分場又は産業廃棄物の管理型最終処分場とする。</p> <p>ロ 立地の形式 陸上埋立又は水面埋立とする。</p> <p>ハ 工事に関する内容</p> <p>(1) 陸上埋立においては、準備工事として造成区域の整地を行い、埋立地の造成は切土工を主体として行う。また、主要施設及び附帯設備の設置工事に伴い、資材等の搬出入、建設工事に伴う副産物の搬出等を道路を經由して行う。</p> <p>(2) 水面埋立においては、作業船を使用し、地盤改良、水中での杭打ち及び水面への土石の投入を行い、護岸築造を行う。また、主要施設及び附帯設備の設置工事に伴い、資材等の搬出入、建設工事に伴う副産物の搬出等を道路を經由し、又は、船舶を利用して行う。</p> <p>ニ 工物及び供用開始後に伴う副産物の搬出等を道路を經由し、又は、船舶を利用して行う。</p> <p>一 工物として、擁壁その他の貯留構造物、地下水集排水設備、遮水工、雨水集排水設備、保有水等集排水設備、浸出液処理設備、通気装置その他の主要施設及び搬入管理設備、モニタリング設備、管理棟、管理道路、搬入道路、ごみ飛散防止設備、防災設備その他の附帯設備を有する。</p> <p>(1) 工物として、擁壁その他の貯留構造物、地下水集排水設備、遮水工、雨水集排水設備、保有水等集排水設備、浸出液処理設備、通気装置その他の主要施設及び搬入管理設備、モニタリング設備、管理棟、管理道路、搬入道路、ごみ飛散防止設備、防災設備その他の附帯設備を有する。</p> <p>(2) 埋立てを行う廃棄物は、分解性有機物(プラスチックを除く)を含む。</p> <p>(3) 陸上埋立においては、埋立てを行う廃棄物を道路を經由して搬入し、船舶を用いて搬入し、埋立供用時は一定水位を超えた時点から即日覆土を行う。</p> <p>(4) 水面埋立においては、埋立てを行う廃棄物を道路を經由して、又は、船舶を用いて搬入し、埋立供用時は一定水位を超えた時点から即日覆土を行う。</p> <p>三 この表において「存在及び供用」とは、それぞれ最終処分場の存在並びに廃棄物の埋立ての用に供すること及び最終処分場の維持管理に関することをいう。</p>											

- 四 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- 五 この表において「有害物質等」とは、人の健康の保護に関する観点から環境基準が定められている物質をいう。
- 六 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群落」及び「重要な種」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要であるものをいう。
- 七 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上又は希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
- 八 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- 九 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の景観をいう。
- 十 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- 十一 この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。